

# 経済産業省

20221125保局第1号

電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和4年11月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助



電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）の一部を改正する規程

電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）（20160905商局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）（20160905商局第2号）の一部を改正する案  
新旧対照表

[ 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 ]

改正案	現行
<p>電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）第50条第1項において、事業用電気工作物であって、一般送配電事業、<u>送電事業</u>、<u>配電事業</u>又は発電事業（法第38条第3項第5号に掲げる事業に限る。以下同じ。）の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。一般送配電事業、<u>送電事業</u>、<u>配電事業</u>又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の設置者（以下「事業者」という。）の定める保安規程については、省令第50条第2項に掲げる事項について記載することが求められ、自主保安活動を行う上での基本的なルールを事業者自らの責任において適切に定めるべく、下記のように記載されることが必要である。</p> <p>なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、経済産業省が、本内規の制定時において、一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。</p> <p>目次 （略）</p>	<p>電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）第50条第1項において、事業用電気工作物であって、一般送配電事業、<u>送電事業</u>又は発電事業（法第38条第3項第4号に掲げる事業に限る。以下同じ。）の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。一般送配電事業、<u>送電事業</u>又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の設置者（以下「事業者」という。）の定める保安規程については、省令第50条第2項に掲げる事項について記載することが求められ、自主保安活動を行う上での基本的なルールを事業者自らの責任において適切に定めるべく、下記のように記載されることが必要である。</p> <p>なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、経済産業省が、本内規の制定時において、一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。</p> <p>目次 （略）</p>

3. 第3号（主任技術者）

三（略）

主任技術者は、法第43条の規定により保安の監督を行うために選任される者であり、その職務を誠実にを行うことが求められている。

したがって、その保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、その職務範囲及び内容について適切に定められていることが必要である。また、保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされている必要がある。特に、保安の監督に支障を来すこと等がないよう、上位者等との関係において独立性が確保されている必要がある。

なお、必ずしも発電所又は蓄電所の保安組織から主任技術者が独立していることが当然に求められるものではない。

9. 第9号（巡視点検）、10号（運転または操作）、12号（発電所又は蓄電所長期停止時の保全）及び14号（災害、非常時の措置）

九・十（略）

十二 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。

十三（略）

旧省令第50条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号と同じである。

3. 第3号（主任技術者）

三（略）

主任技術者は、法第43条の規定により保安の監督を行うために選任される者であり、その職務を誠実にを行うことが求められている。

したがって、その保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、その職務範囲及び内容について適切に定められていることが必要である。また、保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされている必要がある。特に、保安の監督に支障を来すこと等がないよう、上位者等との関係において独立性が確保されている必要がある。

なお、必ずしも発電所の保安組織から主任技術者が独立していることが当然に求められるものではない。

9. 第9号（巡視点検）、10号（運転または操作）、12号（発電所長期停止時の保全）及び14号（災害、非常時の措置）

九・十（略）

十二 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。

十三（略）

旧省令第50条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号と同じである。